

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議等の要綱の改正について

### 【改正点】

#### 1 会議の開催方法に関する内容を記載

【全体整備検討会議、建造物部会、庭園部会、天守閣部会、石垣・埋蔵文化財部会】

第 5 条 会議は、市長がこれを招集する。

2 会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

3 会議は原則として対面により行う。ただし、座長が必要と認めるときは、これによらない。

#### 2 現場視察に関する文言の修正

【全体整備検討会議】

(現場視察)

第 6 条 市長は、**会議**の検討事項について、現場視察を開催することができる。

#### 3 調整会議に関する文言の修整

【全体整備検討会議】

(調整会議)

第 8 条 市長は、複数の部会に関連する検討事項について、それぞれの部会の意見を調整するため、**調整会議を開催し、事項の整理、情報交換等を行わせる**ことができる。